

一、障害基礎年金の判定基準を見直し、精神障害の一類型ではなく「知的障害」という生来の障害であることを明確にするとともに、給付額についても生活保護制度に定める最低所得水準の保証をするこ  
と。

一、「療育手帳（愛の手帳・緑の手帳など）」は現に療育手帳の交付対象となっている人が不利益にならないことを前提に、今後判定に関する研究を進め、全国統一的な判定基準の導入をすること。また、手帳のカード化を選択できるようにすること。

一、重度障害のある人や高齢期を迎えた人も暮らし続けることができるグループホームを整備するとともに、グループホーム家賃補助制度について、金額の引上げと地域別基準額の設定などの充実を図るとともに、一人暮らしなど暮らしの選択肢を広げるため、制度の一般住居への拡大を図ること。

一、障害児を育てる保護者の就労保障と、子どもの育ちが両立できる制度、サービスを整えること。あわせて児童期における親子支援やヤングケアラー問題を含む兄弟姉妹への支援を充実させ、地域からの孤立を防止すること。

一、障害者の虐待防止について、養護者や障害福祉サービス従業者等、使用者による虐待が発生しないよう教育、研修体制をさらに充実させること。

一、育成会の活動は知的障害のある人本人が中心であり、全国各地で本人活動を積極的に支援し、本人の声を実現すること。そのためにも、各育成会は積極的に知的障害のある人を役員として迎え入れ、全育連では知的障害のある人が役員として活躍するために必要な配慮などの検討を進めること。

以上、決議します。

令和六年一月二十八日

第八回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会愛媛大会 参加者一同